

郵便番号（送付用不明時住基情報）

住所日本語＋方書（送付用不明時住基情報）

漢字氏名（通称名優先）



連番

「丸亀市総合計画・自治基本条例」 に関するアンケート

日頃より市政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

丸亀市では、現在、中長期的なまちづくりの指針となる「第三次総合計画」の策定作業を進めています。

そこで、市民の皆様の声を計画に反映させるため、アンケート調査を実施いたします。まちづくりについて、普段、感じることや、これからのまちづくりに求めることなど、忌憚のないご意見をお聞かせください。

なお、自治基本条例の認知度等についてのアンケート調査も合わせて行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

～ お 願 い ～

丸亀市にお住まい（2025年5月1日時点）の16歳以上の方から、無作為に3,000人を抽出させていただきました。お忙しいとは存じますが、次ページのいずれかの方法で

6月16日（月）まで

にご回答くださいますようお願いいたします。

このアンケートは無記名でご回答いただき、結果は統計的に処理いたします。個別に公表するようなことは決してありません。アンケートの所要時間は15分程度です。

趣旨をご理解いただき、お手数ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年5月

●ご回答にあたって

- ※ 回答方法は、オンラインまたは返信用封筒での回答のいずれかでお願いします。（別紙参照）
- ※ あて名となっているご本人様が回答してください。
- ※ 設問によって、回答が「1つだけ○」、「2つまで○」などと限定されている場合がありますので、記載内容に従って選択してください。
- ※ 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが、（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。

問い合わせ先

アンケートについてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

丸亀市市長公室政策課

TEL：24-8839 FAX：24-8860

E-mail：seisaku-k@city.marugame.lg.jp



回答方法

※次のいずれかの方法で回答してください。

① オンライン回答

・スマートフォン、タブレット、パソコンで下記のいずれかへアクセスして回答してください。

※インターネット回答をされた場合、この調査票への記入及び返送は必要ありません。

(インターネットの通信に係る費用は回答者のご負担になることをご了承ください。)

◆ 回答フォーム用アドレス

<https://logoform.jp/f/bcDtk>

l=エル、o=オー

◆ 回答フォーム用QRコード

スマートフォンから、右記QRコードを読み取っていただくと
回答ページにアクセスできます。



(回答用フォーム)

◎ オンライン回答の方法

ウェブブラウザのインターネットアドレス欄に、上記のアドレスを半角で全て入力し、キーボードの「ENTER」キーを押してください。

(例) ここに入力します。 <https://logoform.jp/f/bcDtk>



↓ 入力フォームの設問に添ってご回答ください。



② 調査票(同封の用紙)による回答

・問いに従って調査票に直接ご記入ください。

・記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへご投函ください。

(切手を貼る必要はありません)

あなた自身のことについておたずねします。

あてはまる番号に○印をご記入ください。

問1. あなたの性別を教えてください。

1. 男性	2. 女性	3. その他	4. 回答しない
-------	-------	--------	----------

問2. あなたの年齢を教えてください。

1. 15歳以下	2. 16～19歳	3. 20～29歳	4. 30～39歳
5. 40～49歳	6. 50～59歳	7. 60～69歳	8. 70歳以上

問3. あなたがお住まいの地域（小学校区）を教えてください。

1. 城北	2. 城西	3. 城乾	4. 城坤
5. 城南	6. 城東	7. 飯野	8. 城辰
9. 郡家	10. 垂水	11. 本島	12. 広島
13. 栗熊	14. 岡田	15. 富熊	16. 飯山南
17. 飯山北	18. わからない又は市外住民の方はお住いの町名をお書きください (市・町)		

問4. あなたが丸亀市に住んでいる期間を教えてください。（1つだけ○）

1. 1年未満	2. 1年以上 5年未満	3. 5年以上 10年未満
4. 10年以上 20年未満	5. 20年以上	6. 住んだことがない

丸亀市での生活についておたずねします。

問5. 丸亀市のどのようなところに魅力を感じていますか。（2つまで○）

1. 自然環境が豊かである	2. 歴史・文化が豊かで個性がある
3. 通勤・通学など交通の便がよい	4. 買い物など日常生活が便利
5. 趣味や娯楽が楽しめる	6. 福祉や医療の面で安心できる
7. 子育てがしやすい	8. 近所づきあいや人間関係が豊かである
9. 防犯や防災の面で安心できる	10. 産業が盛んで働きやすい
11. 行政サービスが充実している	12. その他（ ）

問6. 丸亀市のどのようなところが魅力が足りないと感じていますか。（2つまで○）

1. 自然環境に乏しい	2. まちの魅力に乏しく、個性がない
3. 通勤・通学など交通の便が悪い	4. 買い物など日常生活が不便
5. 趣味や娯楽の場が少ない	6. 福祉や医療の面で安心できない
7. 子育てがしにくい	8. 近所づきあいや人間関係に乏しい
9. 防犯や防災の面で安心できない	10. 産業が停滞し働く場が少ない
11. 行政サービスがよくない	12. その他（ ）

問7. あなたは、これからも丸亀市で暮らしたいと思いますか。

1. これからもずっと暮らし続けたい
2. いったんは離れても、また戻ってきたい
3. できることなら他の場所で暮らしたい

問8. (問7で3に回答した方へ) 丸亀市で暮らしたくない理由は何ですか。 (1つだけ○)

1. やりたいこと(仕事、趣味など)ができないから
2. 生活が不便で、魅力的なものがないから
3. 他の地域で生活してみたいから
4. 親戚付き合いや慣習が煩わしいから
5. 自分の出身地(故郷)に戻りたいから
6. その他()

若者の地元定着・地元回帰についておたずねします。

問9. 現在、若者が地元に戻って来ないのは、何がネックと感じますか。 (1つだけ○)

1. 働く場所がない、思い描く働き方ができない
2. 娯楽、余暇の楽しみが少ない
3. 防災・防犯などの不安がある
4. 生活の利便性が低い
5. 地方における女性等へのアンコンシャスバイアス(役割分担など無意識の思い込みや偏見)
6. 都会の魅力には勝てない

問10. 若者の地元定着・地元回帰には何が必要と感じますか。 (1つだけ○)

1. 雇用の確保や働き甲斐のある職場づくりなど労働環境の充実
2. 出産・子育てや教育などこどもを産み育てるための支援の強化
3. 集客施設や多彩なイベントの誘致など魅力、賑わいの創出
4. 医療介護や交通、買い物など生活利便性の確保
5. 地域コミュニティや自治会など地域の絆の再生
6. その他()

問11. その他若者の地元定着・地元回帰についてご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

丸亀市の取組の現状と今後についておたずねします。

問1 2. 人口減少に歯止めをかけるため、国が地方創生を提唱して10年を経過しました。しかしながら、地方の人口減少傾向は続き、本市においても、2070年には現在の3割、約76,000人まで減少するとの推計もなされており、そのことによる深刻な地域力の低下が懸念されています。そこで、これまで市が進めてきた取組について、現状の「満足度」と、今後の人口減少対策に向けての「重要度」をおたずねします。下記のすべての各項目について、それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

項目		現在の満足度					今後の重要度				
		満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	分からない	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からない
評価	例 ○○○○の充実に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
自然との共生	1 省エネルギーや再生可能エネルギー使用の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	2 ゴミの減量化やリサイクルに関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	3 海、河川、山林などの自然環境の保全	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	4 自然に親しめるレクリエーション施設や親水護岸などの整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
生活環境の整備	5 高速道路や国道、県道など幹線道路の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	6 市内をつなぐ一般道路の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	7 高齢者などが移動しやすい環境の整備（バリアフリー）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	8 鉄道・バスなど公共交通の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	9 無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	10 景観に配慮したまちづくりに関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	11 公営住宅や宅地の整備に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	12 生活排水・産業排水などの処理に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	13 公園・緑地の充実及び維持管理に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	14 丸亀港における港湾やアクセス道路などの整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	15 ゴミやし尿の収集処理に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	16 墓地や葬儀に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	17 離島航路や島内交通の整備などに関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
安全確保	18 消費者被害の保護に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	19 消防や救急体制の整備、自然災害への備えに関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	20 交通安全や防犯対策に関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
産業の振興	21 農林水産業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	22 商業やサービス業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	23 既存企業の支援や企業誘致など、工業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	24 観光地のネットワークづくりなど、観光産業の育成・支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	25 雇用機会の創出などに関する取組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

評価		項目	現在の満足度					今後の重要度				
			満足している	やや満足している	やや不満である	不満である	分からない	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	分からない
教育・文化の振興	26	心を豊かにし生活に役立つ生涯学習の充実に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	27	世代間の交流があり、地域社会で子どもを育成する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	28	学校教育の充実、教育施設の整備に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	29	青少年の健全育成、指導等に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	30	芸術や地域文化の継承や振興に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	31	名所や文化財の保護・活用に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	32	スポーツ・レクリエーションの充実に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
健康・福祉の充実	33	身近な地域における地域福祉に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	34	健康づくりや身近な医療環境の充実に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	35	高齢者の健康づくりや福祉サービスに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	36	障がい者の就労支援や福祉サービスに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	37	保育サービスや子育て相談など子育て支援に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	38	介護保険制度の普及や介護サービスの充実に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
情報	39	行政による広報活動、情報公開、個人情報保護に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	40	地域社会のデジタル化、先端的な情報技術を活用した生活の構築	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	41	情報・通信基盤の整備に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
市民活動	42	地域住民によるコミュニティ活動の支援に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	43	市民活動団体など公益的な活動の支援に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	44	まちづくりや行政への市民参画に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
その他	45	人権教育、啓発活動など人権尊重に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	46	男女が共に活躍するための啓発や支援に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	47	国際交流や外国人が暮らしやすい地域づくりに関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	48	健全な財政運営に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	49	行政活動の着実な進行管理や効率的な行政運営に関する取り組み	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

問13. その他人口減少対策についてご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

自治基本条例についておたずねします。

■丸亀市自治基本条例(平成18年10月施行)とは

地方分権が進むなかで、地方自治体の環境が大きく変わり、特色のある自治体運営が求められています。そこで丸亀市では、市民のみなさんとともに個性豊かで自立した地域社会をつくるために「丸亀市自治基本条例」を制定しました。この条例は、丸亀市の“憲法”ともいうべき条例で、丸亀市の自治の基本となる理念・原則を明らかにするとともに、市民の権利や責務、市議会の権能と責務、市長や市職員の責務、市民参画と協働(※)、市政運営の原則などについて明確にし、「まちづくり」に関する基本的な考え方について定めています。

(※) 市民参画…市の政策の立案や実施、評価に至る過程に、責任を持って主体的にかかわること。

協働(きょうどう)…市民と市が、それぞれの責任と役割分担にもとづき、おたがいの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うこと。

問14. 「丸亀市自治基本条例」を知っていますか。(1つだけ○)

1. 内容をよく知っている
2. 読んだことがある
3. 読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある
4. まったく聞いたことがない

問15. 問14で1～3と回答した方におたずねします。
「丸亀市自治基本条例」を何で知りましたか。(○はいくつでも)

1. 広報「まるがめ」	2. 丸亀市のホームページ
3. 丸亀市の研修会・出前講座	4. 丸亀市のチラシなど
5. ケーブルテレビ放送	6. 市議会テレビ中継
7. 友人・知人や家族	8. その他()

～自治基本条例(抄)～

(コミュニティ活動)

第12条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

(市民公益活動)

第13条 市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

(協働)

第20条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。

2 市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

(設問は次ページに)

問16. コミュニティ活動や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。 (1つだけ○)

1. 現在も積極的に参加している	2. 現在もときどき参加している
3. 過去に参加したことがある	4. 参加したことはないが、今後参加してみたい
5. 参加したいと思わない	

問17. まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。 (3つまで○)

1. 時間	2. 活動する場所
3. 健康や体力	4. 参加するための知識・技術
5. 参加するきっかけ	6. 一緒に活動する仲間
7. 活動団体や活動内容に関する情報	8. その他 ()

問18. 上記の自治基本条例第20条には、「市民及び市は、(中略)協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。」と規定されていますが、丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。 (1つだけ○)

1. 非常に進んでいる	2. 進んでいる
3. あまり進んでいない	4. 進んでいない
5. 分からない	

問19. 丸亀市では、協働のまちづくりの拠点施設がありますが、このマルタスにどのようなことを期待しますか。 (○はいくつでも)

1. 様々なワークショップなどの開催	2. 新しい人との出合いやつながり
3. まちの情報(観光やイベント)の提供	4. 市民活動に関する相談窓口の存在
5. 大学や企業などと連携した企画の実施	6. その他 ()
7. 特にない	

～自治基本条例（抄）～

（情報の公開及び共有）

第14条 市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問20. 日ごろ、どのような方法で市政に関する情報を得ていますか。 （〇はいくつでも）

1. 広報「まるがめ」	2. 市ホームページ
3. 市公式LINE	4. 市公式Instagram（マルカメラ）
5. 市公式フェイスブック	6. ポスター、パンフレット、チラシ
7. 情報公開コーナー	8. 出前講座
9. 市の窓口（電話での質問を含む）	10. 議会の傍聴（テレビ中継を含む）
11. 自治会、コミュニティ、回覧板	12. 新聞、テレビ
13. 友人、知人、家族	14. その他（ ）

問21. あなたは、丸亀市からの情報発信について、どのようにお感じになっていますか。
（1つだけ〇）

1. 満足している	2. どちらかといえば満足している
3. 普通である	4. どちらかといえば不満である
5. 不満である	6. 分からない

問22. 問21で4または5と答えた方におたずねします。
不満とを感じるのはなぜですか。 （〇はいくつでも）

1. 必要な情報が発信されていない	2. 情報量が少ない
3. 情報発信が遅い	4. 内容が分かりにくい
5. 情報発信する手段が少ない	6. その他（ ）

～自治基本条例（抄）～

（参画）

第16条 市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

（政策形成及び実施過程への参画）

第17条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント（※）、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3 前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。

（※）パブリック・コメント…

市が、計画の策定や条例の制定などの過程において、案を公表し広く市民意見を求め、寄せられた意見を取り入れながら政策を決定していく方法。

問23. これまでにどのような方法で、市政に参画（市政を考える場に参加したり、計画策定・条例制定などに参画したり）したことがありますか。（〇はいくつでも）

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. eモニター制度の登録
5. 市民説明会への参加	6. アンケート調査（本アンケートを除く）への回答
7. ワークショップへの参加	8. その他（ ）
9. 参加・参画したことがない	

問24. あなたがこれから市政に参画する場合、どのような方法で参画したいと思いますか。（〇はいくつでも）

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. eモニター制度の登録
5. 市民説明会への参加	6. アンケート調査（本アンケートを除く）への回答
7. ワークショップへの参加	8. その他（ ）
9. 参加・参画したことがない	

問25. 自治基本条例の内容や運用に関するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。